

中部運輸局
自動車交通部

令和4年10月12日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 江口、北口、松本
Tel 052-952-8036

飛騨地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和4年10月6日、岐阜県高山市の山都自動車株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃変更要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、飛騨地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に要請書等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 要請者

法人名：山都自動車株式会社

住 所：岐阜県高山市昭和町1丁目314番

2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分）

【初乗運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	1.0kmまで 700円	1.178kmまで 600円

【加算運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	131mまで 100円	229mまで 90円

（※1）飛騨地区（運賃が適用される地域、次ページ略図参照）
岐阜県21市19町2村のうち、高山市、飛騨市、大野郡白川村、
中津川市（旧恵那郡加子母村に限る）、郡上市、下呂市、
加茂郡（白川町、東白川村）の5市1町2村の地域

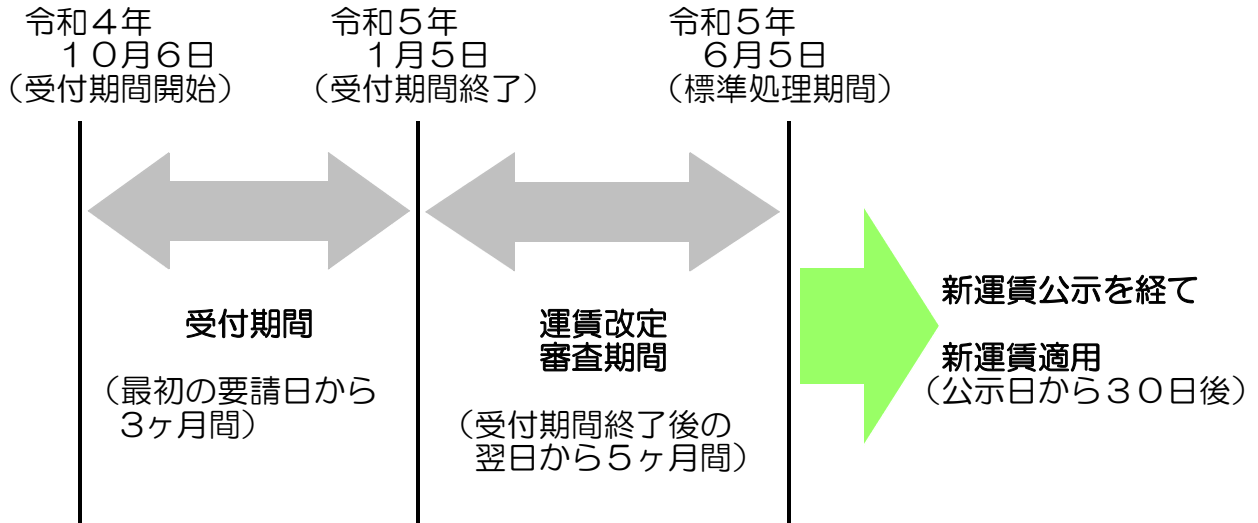
（※2）飛騨地区 事業者数及び車両数（令和4年10月6日現在）

事業者数：14者

車 両 数：176両

※7割以上=124両

【今後の予定スケジュール】



- ※ 受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、申請（要請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。

【飛騨地区略図】

「飛騨地区」とは、下地図の黄色部分です。
ただし、中津川市は「旧恵那郡加子母村」に限ります。

